

道内事業者の皆様へ

道 特 別 支 援 金

時短・外出自粛等による影響緩和

道特別支援金 A

道特別支援金 B

申請の手引き

道の営業時間短縮や外出・往来自粛の要請などにより、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や外出・往来自粛等による影響を受けた全道の幅広い事業者の皆様に、経済的な影響が及んでいることから、支援金を設け、給付しています。

「道特別支援金」の不正受給は犯罪です。

2021年7月2日更新版
道特別支援金事務局

道特別支援金の対象イメージについて

★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金 A」とします。

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金 A」とし、従来通り8月31日まで申請を受け付けます。

★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金 B」）を設けます。

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金 B」）を設け、給付します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月 の影響	【国の一時支援金】 法人上限60万円 個人上限30万円 受付終了	国の一時支援金の対象とならない方 （国に申請していない方を含む） 【道特別支援金A】 （従来の道特別支援金） 法人20万円 個人10万円 8月31日まで 受付中
令和3年度 4月以降 の影響	【国の月次支援金】 法人上限20万円 個人上限10万円 6月16日から受付（4・5月分） 7月1日から受付（6月分） 8月1日から受付（7月分）	【道特別支援金B】 法人10万円 個人 5万円 7月2日受付（予定）

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。
※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。
※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。
※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。

対象となる方

- ① 時短対象飲食店等との取引がある事業者
- ② 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

給付額

道特別支援金A：中小法人等 **20**万円 / 個人事業者等 **10**万円

道特別支援金B：中小法人等 **10**万円 / 個人事業者等 **5**万円

受付期間

道特別支援金A： **2021年4月1日（木）～8月31日（火）**

道特別支援金B： **2021年7月2日（金）～9月30日（木）**

※郵送の場合、Aは8月31日(火)、Bは9月30日(木)消印有効

問い合わせ・提出先

問い合わせ

011-351-4101（専用ダイヤル）

対応時間 午前8時45分から午後5時30分まで

（令和3年9月30日（木）まで ※受付は平日のみ ※7月は土日祝日も対応）

郵送先

〒060-8407 北海道特別支援金事務局（※住所の記載不要）

※ Aは8月31日(火)、Bは9月30日(木)消印有効

- ・ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもので郵送してください。
- ・ 料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

※申請書類等は以下の北海道公式ホームページよりダウンロードすることが可能です。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

道 特別支援金 A



国の一時支援金と
重複受給不可

下記の①または②において、

2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が

対前年または前々年同期比で50%以上減少していること

※ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする。

給付対象

1

札幌市内の時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

食品加工
製造事業者



納入
販売

飲食関連器具
備品の販売事業者



納入
販売

飲食品の
生産者

納入
販売

飲食関連の器具
備品の生産者

納入
販売

流通関連事業者

納入
販売



納入
販売



飲食店（札幌市内の時短対象飲食店等）（対象外）

給付対象

2

北海道内 外出・往来の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（札幌市内の時短対象飲食店等以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。

宿泊サービスの
提供事業者



納入
販売

飲食店事業者
（札幌市内の時短対象
飲食店等以外）



納入
販売

外出目的地での
商品サービス
提供事業者



納入
販売

移動サービスの
提供事業者



納入
販売

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

道 特別支援金 B

Check!

国の月次支援金と
重複受給不可

下記の①または②において、
2021年4月～2021年7月のいずれかの月の売上が
対前年または前々年同期比で30%以上50%未満減少
していること

給付対象

1

北海道内の時短対象飲食店等との
取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等
対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

食品加工
製造事業者納入
販売飲食関連器具
備品の販売事業者納入
販売飲食品の
生産者納入
販売飲食関連の器具
備品の生産者納入
販売

流通関連事業者

納入
販売納入
販売

飲食店（北海道内の時短対象飲食店等）（対象外）

給付対象

2

北海道内 外出・往来の
自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（時短対象
飲食店等以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。

宿泊サービスの
提供事業者納入
販売飲食店事業者
（時短対象飲食店等以外）納入
販売外出目的地での
商品サービス
提供事業者納入
販売移動サービスの
提供事業者納入
販売

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

※2021年4月から7月までの休業・時短要請の対象である飲食店や1,000㎡を超える施設等は、
時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず本支援金の対象外です。

【目次】

1. 給付要件を確認する	P6～11
2. 申請する – A B 共通-	P12～18
3. 添付書類早見表	P19～20
4. 証拠書類等の確認 中小法人等	P21～30
5. 証拠書類等の確認 個人事業者等.....	P31～40
6. 特例申請の確認	P41
7. 保存書類	P42～44

支援金の重複受給について

道の特別支援金Aに申請いただく前に、**国の一時支援金等**に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。

※下記のどれか一つのみ、受給可能です。



- ☐ 国の一時支援金（中小法人等:上限60万円 個人事業者等:上限30万円）
- ☐ 札幌市内飲食店等の時短協力支援金
- ☐ 道の特別支援金A（中小法人等:20万円 個人事業者等:10万円）

国の一時支援金 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」

2021年1月に**11都府県**を対象に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に一時支援金が給付されるものです。 ※既に受付終了しています。

要件1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けていること

要件2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**していること

給付額
$$= (2019年又は2020年の対象期間^{※1}の合計売上) - (2021年の対象月^{※2}の売上 \times 3ヶ月)$$

※1: 1月～3月、 ※2: 対象期間から任意に選択した月

【中小法人等】 上限 **60万円** 【個人事業者等】 上限 **30万円**

申請受付期間 2021年 **3月8日(月) ～ 5月31日(月)**

● **国の一時支援金事務局**については下記にお問い合わせください

ホームページ URL: <https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口 TEL: 0120-211-240 IP電話等からの相談: 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の一時支援金を受給
できないと判断される場合

道の特別支援金Aを申請いただくことが可能です。（道の給付要件を満たすことが必要です）。

※国の一時支援金と道の特別支援金Aは、どちらかのみを受給できます。

給付要件

【給付要件】

- ・知事が行う時短等の要請に伴う、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力支援金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往来の自粛による影響を受けたこと
 - ・2020年11月～2021年3月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、いずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月と比較して50%以上減少した月があること（ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は、前年同月のみとする。）
 - ・一時支援金（国）を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
 - ・道特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- ※なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します

【給付対象者】

- ・中小法人等、フリーランスを含む個人事業者等
- ※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ※中小法人等の場合、道内に本店を有していること
- ※個人事業者等の場合、道内に住所を有していること

【不給付要件】

1. 道特別支援金Aの給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 国の一時支援金の給付を受けた事業者
7. 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力支援金（2020年11月～2021年2月）の対象となっていた事業者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者
9. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
10. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
11. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
13. 1～12に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

対象月（2020年11月～2021年3月）の月額売上が、前年もしくは前々年の同月の月額売上額と比べ50%以上減少していることが要件となります。



基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は2019年1～3月、11～12月、2020年1～3月のいずれか1ヶ月です。

【直前年度で比較する場合】

<基準年>

2019年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

比較

50%以上減少

対象月

<対象年>

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	70	70	50	80	90	50	80	70	40	60	65

【前々年度で比較する場合】

<基準年>

2018年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	100	100	100	100	100	100	100	160	100	30	80	80

基準月

比較

50%以上減少

対象月

<対象年>

2020年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70	70	70	50	80	90	50	80	70	20	50	40

※基準月を2018年度（前々年度）とする場合は1月～3月のみの比較となります。

※対象月のいずれかの月が50%を超えていれば対象となります。

※個人事業者等で白色申告、青色申告（農業所得・現金主義）をされている場合、**確定申告済の年間事業収入を12で割った額**を月額売上とみなします。

例）2019年事業収入1200万÷12＝月額売上高100万

支援金の重複受給について

道の特別支援金Bに申請いただく前に、現在、申請を受け付けている
国の月次支援金等に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。
※下記のどれか一つのみ、受給可能です。



- ☐ 国の月次支援金（中小法人等:上限20万円 個人事業者等:上限10万円）
- ☐ 2021年4～7月までの休業・時短要請の対象である飲食店等や1,000㎡を超える施設への時短・休業協力支援金
- ☐ 道の特別支援金B（中小法人等:10万円 個人事業者等:5万円）

国の月次支援金

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

2021年の4月以降に実施された令和3年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に支援金が給付されるものです。

要件1

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

要件2

2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少

給付額

＝(2019年又は2020年の対象月の売上)－(2021年の対象月の月間売上)

【中小法人等】 上限 20万円 【個人事業者等】 上限 10万円

申請受付期間

4月・5月分	2021年6月16日～8月15日
6月分	2021年7月1日～8月31日
7月分	2021年8月1日～9月30日

● 国の月次支援金事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口 TEL：0120-211-240 IP電話等からの相談：03-6629-0479（※通話料がかかります）

**国の月次支援金が受給
できないと判断される場合**

申請受付開始（7月2日）後、道の特別支援金Bを申請いただくことが可能です
（道の給付要件を満たすことが必要です）。

※国の月次支援金と道の特別支援金Bは、どちらかのみを受給できます。

給付要件

【給付要件】

- ・令和3年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、協力支援金の支払対象となっている飲食店等と直接・間接の取引があること、又は不要不急の外出・往来の自粛による影響を受けたこと
 - ・令和3年度感染防止対策協力支援金、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された2021年4月～7月の期間（以下「対象期間」という。）のうち、措置の影響を受けて月間売上が前年または前々年同期と比較して30～50%未満減少していること
 - ・月次支援金（国）を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
 - ・道特別支援金Bの給付を受けた後にも事業を継続する意があること
- ※なお、支援金は店舗単位ではなく事業者単位で給付します

【給付対象者】

- ・中小法人等、フリーランスを含む個人事業者等
- ※資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ※資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- ※中小法人等の場合、道内に本店を有していること
- ※個人事業者等の場合、道内に住所を有していること

【不給付要件】

1. 道特別支援金Bの給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 国の月次支援金の給付を受けた事業者
7. 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力支援金（2021年4月から2021年7月）の対象となっていた事業者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
9. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
10. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
11. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
12. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
13. 1～12に掲げる者のほか、特別支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

対象期間（2021年4月～7月）のいずれかの月の売上が、前年もしくは前々年の同月比で30～50%未満減少していることが要件となります。



基準月（コロナ禍の影響を受けていない月）として指定できる月は2019年4～7月、2020年4～7月のいずれか1ヶ月です。

【直前年度で比較する場合】

< 基準年 >

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2020年度	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

30～50%未満減少

< 対象年 >

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	75	60	85	80	80	90	50	80	70	40	60	65

対象月

【前々年度で比較する場合】

< 基準年 >

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

基準月

30～50%未満減少

< 対象年 >

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2021年度	75	60	85	80	80	90	50	80	70	40	60	65

対象月

※対象月のいずれかの月が30～50%未満減少していれば対象となります。
 ※個人事業者等で白色申告、青色申告（農業所得・現金主義）をされている場合、
確定申告済の年間事業収入を12で割った額を月額売上とみなします。

例）2019年事業収入1200万÷12＝月額売上高100万

道特別支援金の申請手順

電子申請の場合

- 1 専用申し込みサイトにアクセス
※Aは申請受付中、Bの申請受付は
7月7日（水）となります

郵送申請の場合

- 1 申請書類を入手
・道庁HPからダウンロード
・（総合）振興局や道内の各市町村で入手
※Bの申請書は7月中旬配布予定

- 2 申請内容の入力（記入）・確認を実施
①申請者基本情報 ②売上額 ③振込口座情報

- 3 必要書類を添付
①基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え
・確定申告書別表一
・法人事業概況説明書
②対象期間で、対前年または前々年同月比で売上が減少している月（対象月）の
月間事業収入がわかる書類（各月の売上台帳等）
③（法人）履歴事項全部証明書
※申請時から3か月以内に発行されたものに限りです。
※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。
※登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。
（個人）本人確認書類
④通帳の写し
⑤宣誓・同意書
⑥その他事務局が必要と認める書類
※1 収受日付印が押されている必要があります。（e-Taxの場合には受付日時の印字されて
いる事又は「受信通知(メール詳細)」が必要となります）
※2 本人確認書類、通帳の写し、履歴事項全部証明書および道特別支援金Aと同一年の
確定申告書類等については、道特別支援金Aに申請済の場合は省略することが
可能です。

申請

申請内容に不備がなければ、審査完了後ご登録の口座に入金

(1枚目/記入例)

道特別支援金申請書

令和 3 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

「ご確認ください」

- 1 本支援金Aは国の一時支援金、Bは国の月次支援金の受給者は申請
2 時短要請の対象である飲食店は、協力の有無や支援金受給の有無に

上記事項を確認の上、道特別支援金の給付を申請します。

申請チェックはどれか1つ
必ず記入してください。

【A・B共通】

[illegible]

口座振り替えの申し出

北海道から支払われる道特別支援金については、下記により口座振替払いとしていただきたく申し出ます。

申請状況	☐ 「休業協力・感染リスク低減支援金」で申請した口座を指定します。(通知書番号)									
	☐ 「経営持続化臨時特別支援金」で申請した口座を指定します。(通知書番号)									
	☐ 「道特別支援金A」で申請した口座を指定します。(通知書番号)									
金融機関	銀行	店名	預金種目	口座番号(右詰めで記入)						
	信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店	普通 当座・()	●	●	●	●	●	●	●
	金融機関コード(※)	●	●	●	●	店番号	●	●	●	(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。
口座名義人(カナ)	カ) ホツカイドウチヨウ									

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

(注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)

(注) 裏面にも記載事項があります。

(2枚目/Aのみを申請する場合/記入例)

【A 申請書】 ※A・B両方で申請する場合はB申請書にもご記入ください。

【要件内容】

要件内容	① 時短対象飲食店等との取引 ② 外出・往來の影響 自粛による影響	☐ 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2020年11月～2021年3月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の札幌市内飲食店																																																				
		主な取引飲食店名																																																				
		店舗住所																																																				
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少 ☐ 取引先休業等により売上減少 ☐ その他 ()																																																			
		☐ 時短対象飲食店等との間接取引（商品・サービスの納入）がある事業者																																																				
		納入する事業者名																																																				
		納入先の事業者住所																																																				
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少 ☐ 取引先休業等により売上減少 ☐ その他 ()																																																			
		☒ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者																																																				
		☒ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																																				
☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者																																																						
☐ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																																						
要件1に係る保存資料																																																						
☒ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存																																																						
要件2																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準月</th> <th colspan="2">（円）</th> <th colspan="2">対象月</th> <th colspan="2">（円）</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2019.11</td> <td></td> <td></td> <td>2020.11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="5">50 %</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2019.12</td> <td></td> <td>1,000,000</td> <td>2020.12</td> <td></td> <td>500,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.01</td> <td></td> <td>2020.01</td> <td></td> <td>2021.01</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.02</td> <td></td> <td>2020.02</td> <td></td> <td>2021.02</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.03</td> <td></td> <td>2020.03</td> <td></td> <td>2021.03</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					基準月		（円）		対象月		（円）		減少率		2019.11			2020.11				50 %		2019.12		1,000,000	2020.12		500,000		2019.01		2020.01		2021.01				2019.02		2020.02		2021.02				2019.03		2020.03		2021.03			
基準月		（円）		対象月		（円）		減少率																																														
	2019.11			2020.11				50 %																																														
	2019.12		1,000,000	2020.12		500,000																																																
2019.01		2020.01		2021.01																																																		
2019.02		2020.02		2021.02																																																		
2019.03		2020.03		2021.03																																																		

【B 申請書】 ※A・B両方で申請する場合はA申請書にもご記入ください。

【飲食店の場合のみ】複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。以下項目は代表1店舗分をご記入ください。

飲食店情報	業種が飲食店(760)の場合のみ記入	店舗名	
		店舗住所	
		酒類提供有無	酒類提供 ☐ 有 ☐ 無 ※該当するほうにチェックをいれてください。

※要件1については、AB同時申請をする場合Aと同内容であればチェック不要です。

要件内容	① 時短対象飲食店等との取引 ② 外出・往來の影響 自粛による影響	☐ 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2021年4月～2021年7月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の道内飲食店																																								
		主な取引飲食店名																																								
		店舗住所																																								
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少 ☐ 取引先休業等により売上減少 ☐ その他 ()																																							
		☐ 時短対象飲食店等との間接取引（商品・サービスの納入）がある事業者																																								
		納入先の事業者名																																								
		納入先の事業者住所																																								
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少 ☐ 取引先休業等により売上減少 ☐ その他 ()																																							
		☐ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者																																								
		☐ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																								
☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者																																										
☐ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																										
要件1に係る保存資料																																										
☐ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存																																										
要件2																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準月</th> <th colspan="2">（円）</th> <th colspan="2">対象月</th> <th colspan="2">（円）</th> <th>減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019.04</td> <td></td> <td>2020.04</td> <td></td> <td>2021.04</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">%</td> </tr> <tr> <td>2019.05</td> <td></td> <td>2020.05</td> <td></td> <td>2021.05</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.06</td> <td></td> <td>2020.06</td> <td></td> <td>2021.06</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.07</td> <td></td> <td>2020.07</td> <td></td> <td>2021.07</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					基準月		（円）		対象月		（円）		減少率	2019.04		2020.04		2021.04			%	2019.05		2020.05		2021.05			2019.06		2020.06		2021.06			2019.07		2020.07		2021.07		
基準月		（円）		対象月		（円）		減少率																																		
2019.04		2020.04		2021.04			%																																			
2019.05		2020.05		2021.05																																						
2019.06		2020.06		2021.06																																						
2019.07		2020.07		2021.07																																						

(2枚目/Bのみを申請する場合/記入例)

【A 申請書】 ※A・B両方で申請する場合はB申請書にもご記入ください。

【要件内容】

要件1 ※いずれかをチェック	① 時短対象飲食店等との取引	☐ 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2020年11月～2021年3月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の札幌市内飲食店																																																	
		主な取引飲食店名																																																	
		店舗住所																																																	
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少			☐ 取引先休業等により売上減少			☐ その他 ()																																										
		☐ 時短対象飲食店等との間接取引（商品・サービスの納入）がある事業者																																																	
		納入する事業者名																																																	
		納入先の事業者住所																																																	
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少			☐ 取引先休業等により売上減少			☐ その他 ()																																										
		② 外出・往來の自粛による影響	☐ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者																																																
			主な理由	☐ 商品提供の減少で売上減少			☐ サービス提供減少で売上減少			☐ その他 ()																																									
☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者																																																			
主な理由	☐ 商品提供の減少で売上減少			☐ サービス提供減少で売上減少			☐ その他 ()																																												
☐ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存																																																			
要件1に係る保存資料																																																			
要件2	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">基準月</th> <th colspan="2">(円)</th> <th colspan="2">対象月</th> <th colspan="2">(円)</th> <th colspan="2">減少率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" rowspan="2"></td> <td>2019.11</td> <td></td> <td>2020.11</td> <td></td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>2019.12</td> <td></td> <td>2020.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.01</td> <td></td> <td>2020.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.02</td> <td></td> <td>2020.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2019.03</td> <td></td> <td>2020.03</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>												基準月			(円)		対象月		(円)		減少率					2019.11		2020.11			2019.12		2020.12		2019.01		2020.01		2019.02		2020.02		2019.03		2020.03					
	基準月			(円)		対象月		(円)		減少率																																									
				2019.11		2020.11																																													
				2019.12		2020.12																																													
	2019.01		2020.01																																																
	2019.02		2020.02																																																
2019.03		2020.03																																																	

【B 申請書】 ※A・B両方で申請する場合はA申請書にもご記入ください。

【飲食店の場合のみ】複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。以下項目は代表1店舗分をご記入ください。

飲食店情報	業種が飲食店 (760)の場合 のみ記入	店舗名	居酒屋 北海道庁		
		店舗住所	●●市●●区南●条東●丁目1-1		
		酒類提供有無	酒類提供	☐ 有	☒ 無 ※該当するほうにチェックをいれください

※要件1については、AB同時申請をする場合Aと同内容であればチェック不要です。

要件1 ※いずれかをチェック	① 時短対象飲食店等との取引	☐ 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2021年4月～2021年7月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の道内飲食店				
		主な取引飲食店名				
		店舗住所				
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他 ()	
		☐ 時短対象飲食店等との間接取引（商品・サービスの納入）がある事業者				
		納入先の事業者名				
		納入先の事業者住所				
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他 ()	
		② 外出・往來の自業に 影響	☒ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者			
			主な理由	☒ 商品提供の減少で売上減少	☐ サービス提供減少で売上減少	☐ その他 ()
☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者						
主な理由	☐ 商品提供の減少で売上減少		☐ サービス提供減少で売上減少	☐ その他 ()		
要件1に係る保存資料		☒ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存				
要件2	基準月		(円)	対象月	(円)	減少率
	2019.04	2020.04		2021.04		30 %
	2019.05	2020.05	1,000,000	2021.05	700,000	
	2019.06	2020.06		2021.06		
	2019.07	2020.07		2021.07		

(2枚目/AB両方を申請する場合/記入例)

【A 申請書】 ※A・B両方で申請する場合はB申請書にもご記入ください。

【要件内容】

要件内容	① 時短対象飲食店等との取引 ② 外出・往來の影響 自粛による影響	☐ 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2020年11月～2021年3月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の札幌市内飲食店																																
		主な取引飲食店名																																
		店舗住所																																
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他 ()																													
		☐ 時短対象飲食店等との間接取引（商品・サービスの納入）がある事業者																																
		納入する事業者名																																
		納入先の事業者住所																																
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他 ()																													
		☒ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者																																
		☒ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																
☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者																																		
☐ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																		
要件1に係る保存資料 ☒ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存																																		
要件2 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準月</th> <th colspan="2">対象月</th> <th rowspan="2">減少率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(円)</th> <th></th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019.11</td> <td></td> <td>2020.11</td> <td></td> <td rowspan="5">50 %</td> </tr> <tr> <td>2019.12</td> <td>1,000,000</td> <td>2020.12</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>2020.01</td> <td></td> <td>2021.01</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020.02</td> <td></td> <td>2021.02</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020.03</td> <td></td> <td>2021.03</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					基準月		対象月		減少率		(円)		(円)	2019.11		2020.11		50 %	2019.12	1,000,000	2020.12	500,000	2020.01		2021.01		2020.02		2021.02		2020.03		2021.03	
基準月		対象月		減少率																														
	(円)		(円)																															
2019.11		2020.11		50 %																														
2019.12	1,000,000	2020.12	500,000																															
2020.01		2021.01																																
2020.02		2021.02																																
2020.03		2021.03																																

A・B両方で申請する場合は、
A・B両方の記入欄にご記入ください。

の場合はA申請書にもご記入ください。

【飲食店の場合のみ】複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。以下項目は代表1店舗分をご記入ください。

飲食店情報	業種が飲食店(760)の場合のみ記入	店舗名	居酒屋 北海道庁
		店舗住所	●●市●●区南●条東●丁目1-1
		酒類提供有無	酒類提供 ☐ 有 ☒ 無 ※該当するほうにチェックをいれてください。

※要件1については、AB同時申請をする場合Aと同内容であればチェック不要です。

要件内容	① 時短対象飲食店等との取引 ② 外出・往來の影響 自粛による影響	☐ 時短対象飲食店等（※）との直接取引がある事業者 ※2021年4月～2021年7月までに北海道知事による時短・休業要請等の対象の道内飲食店																																
		主な取引飲食店名																																
		店舗住所																																
		主な理由	☐ 売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他 ()																													
		☐ 間接取引（商品・サービスの納入）がある事業者																																
		納入先の事業者住所																																
		主な理由	☐ 取引先時短等により売上減少	☐ 取引先休業等により売上減少	☐ その他 ()																													
		☐ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者																																
		☐ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																
		☐ 上記事業者への商品・サービスを行う事業者																																
☐ 商品提供の減少で売上減少 ☐ サービス提供減少で売上減少 ☐ その他 ()																																		
要件1に係る保存資料 ☐ 取引内容が確認できる帳簿書類等資料の保存																																		
要件2 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準月</th> <th colspan="2">対象月</th> <th rowspan="2">減少率</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(円)</th> <th></th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019.04</td> <td></td> <td>2020.04</td> <td></td> <td rowspan="5">30 %</td> </tr> <tr> <td>2019.05</td> <td></td> <td>2020.05</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>2019.06</td> <td></td> <td>2021.06</td> <td>700,000</td> </tr> <tr> <td>2019.07</td> <td></td> <td>2021.07</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					基準月		対象月		減少率		(円)		(円)	2019.04		2020.04		30 %	2019.05		2020.05	1,000,000	2019.06		2021.06	700,000	2019.07		2021.07					
基準月		対象月		減少率																														
	(円)		(円)																															
2019.04		2020.04		30 %																														
2019.05		2020.05	1,000,000																															
2019.06		2021.06	700,000																															
2019.07		2021.07																																

要件1についてはAB同時申請をする場合
Aと同内容であればチェック不要です。

申請に当たり、下記宣誓・同意を必ず確認し、サインもしくは押印の上、申請を行ってください。

※下記日付は受付開始日（特別支援金Aは令和3年4月1日以降、特別支援金Bは令和3年7月2日以降）の日付を記載してください。

様式1

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から15までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 本要領第6条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存すること
- 6 特別支援金Aの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金Bの場合は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
- 7 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）2月（特別支援金Bの場合は、令和3年（2021年）4月から令和3年（2021年）7月））は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 8 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
- 9 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第12条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 10 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第12条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 11 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること
- 12 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 13 新北海道スタイルの取組を実践していること
- 14 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
- 15 本要領に従うこと

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

日本標準産業分類コード表

申請時の業種については、下図日本標準産業分類コードを参照し、該当するコードを記入してください。

大分類	中分類	大分類	中分類
A 農業, 林業	010 農業	I 卸売業, 小売業	500 各種商品卸売業
	020 林業		510 繊維・衣服等卸売業
B 漁業	030 漁業（水産養殖業を除く）		520 飲食物品卸売業
	040 水産養殖業		530 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	050 鉱業, 採石業, 砂利採取業		540 機械器具卸売業
D 建設業	060 総合工事業		550 その他の卸売業
	070 職別工事業（設備工事業を除く）		560 各種商品小売業
	080 設備工事業		570 繊維・衣服・身の回り品小売業
E 製造業	090 食料品製造業		580 飲食物品小売業
	100 飲料・たばこ・飼料製造業		590 機械器具小売業
	110 繊維工業		600 その他の小売業
	120 木材・木製品製造業（家具を除く）		610 無店舗小売業
	130 家具・装備品製造業	J 金融業, 保険業	620 銀行業
	140 パルプ・紙・紙加工品製造業		630 協同組織金融業
	150 印刷・同関連業		640 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
	160 化学工業		650 金融商品取引業, 商品先物取引業
	170 石油製品・石炭製品製造業		660 補助的金融業等
	180 プラスチック製品製造業		670 保険業（保険媒介代理業, 保険サービス業を含む）
	190 ゴム製品製造業	K 不動産業, 物品賃貸業	680 不動産取引業
	200 なめし革・同製品・毛皮製造業		690 不動産賃貸業・管理業
	210 窯業・土石製品製造業	L 学術研究, 専門・技術サービス業	700 物品賃貸業
	220 鉄鋼業		710 学術・開発研究機関
	230 非鉄金属製造業		720 専門サービス業（他に分類されないもの）
	240 金属製品製造業		730 広告業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	250 はん用機械器具製造業	M 宿泊業, 飲食サービス業	740 技術サービス業（他に分類されないもの）
	260 生産用機械器具製造業		750 宿泊業
	270 業務用機械器具製造業		760 飲食店
	280 電子部品・デバイス・電子回路製造業	N 生活関連サービス業, 娯楽業	770 持ち帰り・配達飲食サービス業
	290 電気機械器具製造業		780 洗濯・理容・美容・浴場業
	300 情報通信機械器具製造業		790 その他の生活関連サービス業
	310 輸送用機械器具製造業		800 娯楽業
	320 その他の製造業	O 教育, 学習支援業	810 学校教育
	330 電気業		820 その他の教育, 学習支援業
	340 ガス業	P 医療, 福祉	830 医療業
G 情報通信業	350 熱供給業		840 保健衛生
	360 水道業		850 社会保険・社会福祉・介護事業
	370 通信業	Q 複合サービス事業	860 郵便局
	380 放送業		870 協同組合（他に分類されないもの）
	390 情報サービス業		880 廃棄物処理業
	400 インターネット附随サービス業	R サービス業（他に分類されないもの）	890 自動車整備業
H 運輸業, 郵便業	410 映像・音声・文字情報制作業		900 機械等修理業
	420 鉄道業		910 職業紹介・労働者派遣業
	430 道路旅客運送業		920 その他の事業サービス業
	440 道路貨物運送業		930 政治・経済・文化団体
	450 水運業		940 宗教
	460 航空運輸業		950 その他のサービス業
	470 倉庫業		960 外国公務
	480 運輸に附帯するサービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）	970 国家公務
	490 郵便業（信書便事業を含む）		980 地方公務
		T 分類不能の産業	000 分類不能の産業

特別支援金Aの場合

	中小法人等	個人事業者等	
		青色申告をしている	白色申告をしている
道特別支援金申請書	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○
確定申告書別表一の控え 法人事業概況説明書（表面・裏面）	○		
確定申告書第一表の控え		○	○
所得税青色申告決算書の控え （一般の場合のみ）		○	
売上台帳（対象月 2020年11月～2021年3月のうちいずれかの月）	○	○	○
履歴事項全部証明書 （申請時から3か月以内に発行されたもの）	○		
※本人確認書類（有効期限内のもの）		○	○
※通帳の写し	○	○	○
（飲食店の場合のみ） 飲食店（喫茶店）営業許可証	○	○	○

・※については、「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」の通知書を提出することにより省略ができます。

・その他事務局より追加で書類の提出を求めることがあります。

特別支援金Bの場合

※道特別支援金Aをすでにもしくは同時に申請をする場合、一部書類の提出を省略できます。

	中小法人等	個人事業者等	
		青色申告をしている	白色申告をしている
道特別支援金申請書	○	○	○
宣誓・同意書	○	○	○
確定申告書別表一の控え ※1 法人事業概況説明書（表面・裏面）※1	○		
確定申告書第一表の控え※1		○	○
所得税青色申告決算書の控え※1 （一般の場合のみ）		○	
売上台帳（対象月 2021年4月～2021年7月 のうちいずれかの月）	○	○	○
履歴事項全部証明書 ※2 （申請時から3か月以内に発行されたもの）	○		
本人確認書類（有効期限内のもの） ※3		○	○
通帳の写し ※3	○	○	○
（飲食店の場合のみ） 飲食店（喫茶店）営業許可証	○	○	○

- ・※1については、道特別支援金Aと同一年を基準年とする場合に限り、省略することができます。
- ・※2については、道特別支援金Aに申請済の場合は省略することが可能です。
- ・※3については、「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」の通知書を提出することにより省略ができます。道特別支援金Aを申請済の場合は通知書の提出は不要です。
- ・その他事務局より追加で書類の提出を求めることがあります。

中小法人等の場合

個人事業者等の場合

中小法人等の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります

①	確定申告書等の控え	基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え ・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書（表面・裏面） 【注意事項】 ※所轄税務署に提出済のもの （収受印が押印されているものに限る） ※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知（メール詳細）」が別途必要となります。 ※支援金Aを申請済の場合、支援金Aと同一年を基準年とする場合に限り、省略が可能です。
②	売上台帳	・2020年11月～2021年3月の月単位の売上がわかる書類（支援金A） ・2021年4月～2021年7月の月単位の売上がわかる書類（支援金B）（売上台帳等） ※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できる書式であること。 ※日別・項目別等の詳細情報は不要です。
③	履歴事項全部証明書	申請時から3か月以内に発行されたものに限りです。 （支援金Aを申請済の場合、B申請においては提出の省略が可能です。）
④	通帳の写し	通帳の表紙および見開きページ（以下の情報が確認できるもの） ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 ※「休業協力・感染リスク低減支援金」「経営持続化臨時特別支援金」「道特別支援金A」の受給者は省略が可能です。 （上記支援金と同じ振込先をする場合） ※省略する場合、上記支援金支給通知書を提出すること。 （道特別支援金Aを申請済の場合は通知書の提出は不要です。）
⑤	宣誓・同意書	事務局が定める様式
⑥	飲食店（喫茶店） 営業許可証	申請者が飲食店の場合のみ添付
⑦	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

① 確定申告書類

基準月を含む（2019年又は2020年）確定申告書別表一の控え
法人事業概況説明書（2枚）

※ 収受日付印（税理士のサイン/押印）が押されている必要があります。

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合は、次ページを参照してください

※ 支援金Aを申請済の場合、支援金B申請においてAと同一年の確定申告書に限り提出を省略できます。

【確定申告書別表一の控え】

【法人事業概況説明書の控え】

※ 収受印、もしくは税理士のサイン・押印があるもの

電子申告の場合は確定申告上部に申告日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。

メール受信通知 サンプル[illegible]

※申告者の氏名又は名称、
提出先税務署、受付日時、
受付番号及び申告した税目等が
表示され、かつ申告等データが
税務署に到達したことが
わかるものを添付してください。

【支援金Aの場合】対象月（2020年11月～2021年3月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

【支援金Bの場合】対象月（2021年4月～2021年7月のうちいずれかひと月）の売上がわかる売上台帳等

※手書きの売上帳等のコピーでも問題ありません。

(事業者名、および年月が明確に記載されていること)。

※ 対象月が2020年11月か12月の場合、2020年の確定申告書類の法人事業概況説明書で売上が確認できるのであればそちらをご提出ください。（支援金Aのみ）

※電子申請の場合は、pdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、
お願いいたします。



JPL 000											
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

pdf、jpg、png
形式で出力した
データで提出
してください。

[illegible]

③履歴事項全部証明書

申請者の履歴事項全部証明書を提出してください。

・申請時から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※支援金Aを申請済の場合、支援金B申請において提出を省略できます。

※法務局発行の登記官印が押印されたものをご提出ください。（登記情報提供サービス等にて印刷した書面は認められませんのでご注意ください。）

履歴事項全部証明書	
〇〇県〇〇市〇〇町 123-4 株式会社〇〇 会社法人等番号 1111-22-333333	
商号	株式会社〇〇
本店	〇〇県〇〇市〇〇町 1-23-4
公告をする方法	当会社の公告は、官報に記載して行う。
会社の成立の年月日	平成〇〇年〇月〇日
目的	1. 〇〇の卸し及び販売 2. 上記の附帯する一切の事業
発行可能株式総数	10万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済み株式の総数 100株
資本金の額	金 100万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、当会社の株式を譲渡するには、取締役の過半数の承認を得なければならない。
役員に関する事項	取締役 田 中 太 郎 取締役 鈴木 次 郎 〇〇県〇〇市〇〇町 1-1 代表取締役 田 中 太 郎
登記記録に関する事項	

これは登記簿に記録されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇地方法務局〇〇支局
登記官

ハンコ

登録番号 ア444444 * 下線のあるものは注意事項であることを示す

1/1

④通帳の写し

法人名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。（法人の代表者名義も可）

提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるように、スキャンまたは撮影を行ってください。

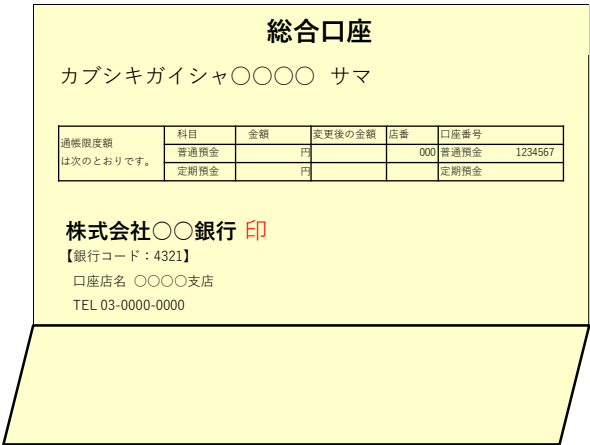
※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

※ 省略についてはP.28をご覧ください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた 1・2 ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません！

④通帳の写し-省略する場合

昨年度北海道が実施した「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」に申請済で、当該申請で使用した口座を指定する場合は、口座を指定するどちらかの支給通知書の写しをご提出ください。

※道特別支援金Aを申請済で、Bを新たに申請する場合は通知書の提出は不要です。

【休業協力・感染リスク低減支援金通知書】

【経営持続化臨時特別支援金通知書】

71100

令和2年〇月〇日

〒060-0003
札幌市〇〇区〇〇丁目1-1
株式会社北海太郎
代表取締役 北海 太郎 様

北海道知事 鈴木 直道

休業協力・感染リスク低減支援金の支給について（通知）
先に申請のありました休業協力・感染リスク低減支援金について、次のとおり支給します。

記

1 支給日
令和2年〇月〇日

2 支給額
100,000円

3 連絡事項
(1) この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター」（以下「支援金お問い合わせセンター」という。）へご確認ください。
(2) 申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
(3) この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
(4) 申請書類に記載された情報は、公開機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
(5) 引き続き、感染リスク低減の取組にご協力をお願いします。

4 問い合わせ先（受託者）
北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局
・電話番号：011-〇〇〇-〇〇〇〇（支援金お問い合わせセンター）
・受付時間：8:45～17:30（5月15日～6月14日 平日、土日）
（6月15日～8月31日 平日のみ）

PA10000001

〒060-0011
北海道札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
株式会社 北海道庁A
代表 北海 太郎A 様

令和2年〇月〇日

北海道知事 鈴木 直道

経営持続化臨時特別支援金の支給について（通知）
先に申請のありました経営持続化臨時特別支援金について、次のとおり支給します。

記

1 支給日
令和2年〇月〇日

2 支給額
100,000円

3 連絡事項
(1) この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「経営持続化臨時特別支援金コールセンター」（以下「コールセンター」という。）へご確認ください。
(2) 申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
(3) この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
(4) 申請書類に記載された情報は、公開機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
(5) 引き続き、「新北海道スタイル」の取組の実践にご協力をお願いします。

4 問い合わせ先（受託者）
北海道経営持続化臨時特別支援金事務局
・電話番号：011-350-7262（コールセンター）
・受付時間：8:45～17:30
（5月29日～6月28日 平日、土日）
（6月29日～令和3年2月26日 平日のみ）

各通知書左上に記載されている通知No.を申請の際に記入してください。

⑤ 宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- ・ 法人名をご記載ください
- ・ 代表者の氏名を自署（ゴム印不可）でご記載ください

様式 1

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から15までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 本要領第6条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存すること
- 6 特別支援金Aの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金Bの場合は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
- 7 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）2月（特別支援金Bの場合は、令和3年（2021年）4月から令和3年（2021年）7月））は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 8 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
- 9 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第12条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 10 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第12条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 11 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること
- 12 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 13 北海道スタイルの取組を実践していること
- 14 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
- 15 本要領に従うこと

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

⑥飲食店営業許可証

申請事業者が飲食店の場合のみ、飲食店（喫茶店）営業許可証のコピーを提出してください。

※複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。

営業許可証

申請事業者、もしくは代表者名
であること

第三者の名称および事業者名で
取得されている場合は、別途関
係性が分かる書類の提出を求め
る場合があります。

札幌食許可（食）第●●号
業種別番号（飲食店）第●●号

営業者氏名 北海 太郎

1.この許可の有効期限は令和●年●月●日までとする。

2.営業所の所在地 ○○○○

3.営業所の名称等 ○○○

.....

平成●年●月●日申請のあった.....
.....

平成●年（20●●年）●月○日

申請日時点で有効期限を超過
していないもの

中小法人等の場合

個人事業者等の場合

個人事業者等の場合

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります

①	確定申告書等の控え	基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控え ◆青色申告（一般）の場合 ・確定申告書第一表の控え ・所得税青色申告決算書の控え ◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合 ・確定申告書第一表の控え 【注意事項】 ※所轄税務署に提出済のもの （収受印が押印されているものに限る） ※e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知（メール詳細）」が別途必要となります。 ※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書（その2所得金額用）」を付属書類として、ご提出ください。 ※支援金Aを申請済の場合、支援金Aと同一年を基準年とする場合に限り、省略が可能です。
②	売上台帳	・2020年11月～2021年3月の月単位の売上がわかる書類（支援金A） ・2021年4月～2021年7月の月単位の売上がわかる書類（支援金B）（売上台帳等） ※書式は問わないが、年月日・社名（屋号等）・月の合計額が確認できる書式であること。 ※日別・項目別等の詳細情報は不要です。
③	本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等 ※有効期限内のもの ※「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」の受給者は省略することができる。 ※省略する場合、別途上記支援金支給通知書を提出すること。 （支援金Aを申請済の場合、支援金Bの申請においては提出の省略が可能です。）
④	通帳の写し	通帳の表紙および見開きページ（以下の情報が確認できるもの） ・金融機関コード ・支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記 ※「休業協力・感染リスク低減支援金」「経営持続化臨時特別支援金」「道特別支援金A」の受給者は省略が可能です。 （上記支援金と同じ振込先をする場合） ※省略する場合、上記支援金通知書を提出すること。 （支援金Aを申請済の場合は通知書の提出は不要です。）
⑤	宣誓・同意書	事務局が定める様式
⑥	飲食店（喫茶店）営業許可証	申請者が飲食店の場合のみ添付
⑦	その他事務局が必要と認める書類	事務局の指示等により追加で提出する上記以外の資料等

① 確定申告書類

基準月を含む事業年度の確定申告書類等の控えが必要になります。

◆青色申告（一般）の場合

- ・確定申告書第一表の控え
- ・所得税青色申告決算書の控え

◆青色申告（農業・現金）、白色申告の場合

- ・確定申告書第一表の控え

※ 収受日付印が押されている必要があります。

※ e-Taxを通じて申告を行っている場合、次ページを参照してください。

※ 収受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合は、「納税証明書（その2）所得金額用」を付属書類としてご提出ください。

※ 支援金Aを申請済の場合、支援金B申請においてAと同一年の確定申告書に限り提出を省略できます。

【確定申告書第一表の控え】

※ 収受印があるもの

【所得税青色申告決算書の控え】

電子申告の場合は確定申告上部に申告日時が記載されているもの、もしくはメール受信通知のコピーが必要となります。

受付日時：2021年4月〇日

令和 年 月 日

令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B

FA0125

住所

〒

市区町村

番地

令和 年 月 日

個人番号

フリガナ

氏名

性別

生年月日

職業・番号

世帯主の氏名

世帯主との続柄

電話番号

自宅・勤務先・携帯

収入金額等

事業等

農業

不動産

利子

配当

給与

公的年金等

その他

総合課税

短期

長期

一時

所得

事業等

農業

不動産

利子

配当

(単位は円)

種類

所得の種類

所得の額

控除の額

税額

源泉徴収

復興特別

外国税額

源泉徴収

申告納税

予定納税

課税される所得金額

(26)

000

上記の等に対する税額

又は第2表の(26)

(27)

配当控除

(28)

00

政党等寄附金等特別控除

(29)

災害減免額

(30)

復興特別所得税額

(31)

外国税額控除

(32)

源泉徴収税額

(33)

申告納税額

(34)

予定納税額

(35)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

[illegible]

※申告者の氏名又は名称、
提出先税務署、受付日時、
受付番号及び申告した税目等が
表示され、かつ申告等データが
税務署に到達したことが
わかるものを添付してください。

③本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

- ① 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- ② マイナンバーカード（オモテ面のみ）
- ③ 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ④ 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）
- ⑤ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）

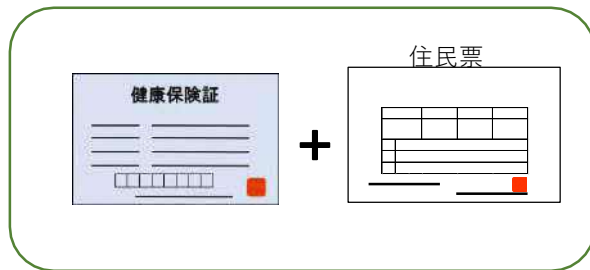
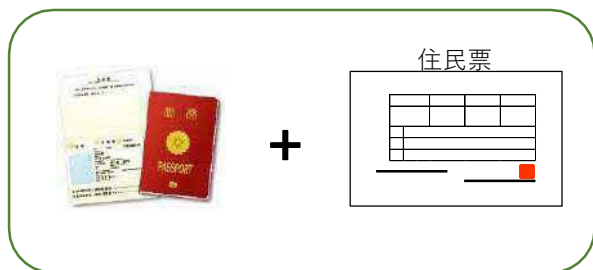
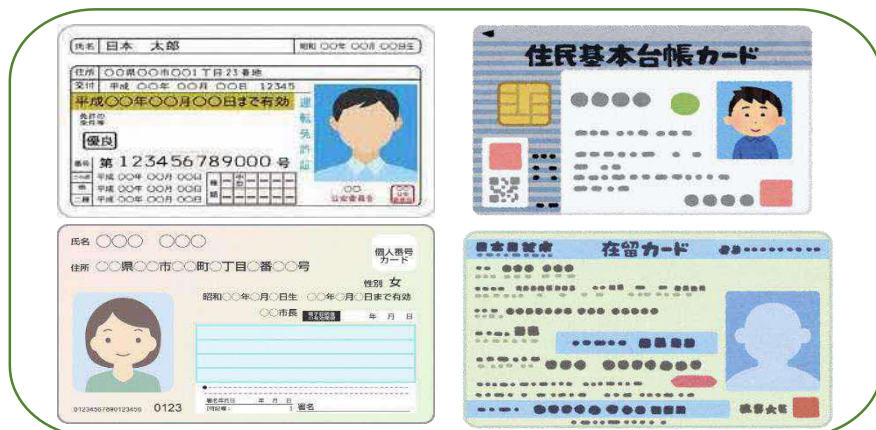
※ いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができます。

⑥ 住民票及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方の写し

⑦ 住民票及び各種健康保険証の両方の写し

※支援金Aを申請済の場合、支援金B申請において提出を省略できます。



④通帳の写し

申請者本人名義の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人カナ表記を確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

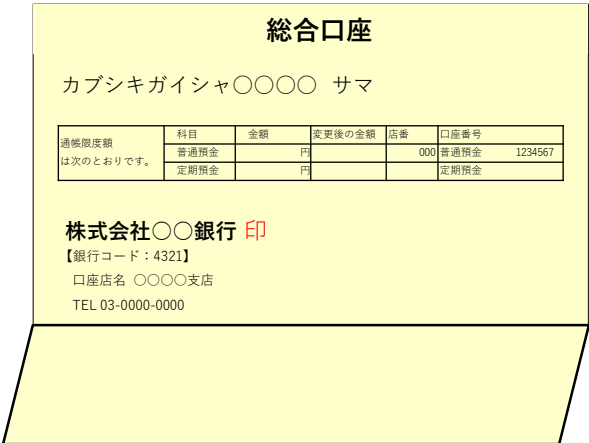
※ 電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください。

※ 省略についてはP.38をご覧ください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた 1・2 ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！

画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人カナ表記が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができません！

③本人確認書類と④通帳の写し-省略する場合

昨年度北海道が実施した「休業協力・感染リスク低減支援金」又は「経営持続化臨時特別支援金」に申請済の方は、本人確認書類と通帳の写しの提出を省略することが出来ます。当該申請で指定する口座のどちらかの支給通知書の写しをご提出ください。

※道特別支援金Aを申請済の場合は通知書の提出は不要です。

【休業協力・感染リスク低減支援金通知書】

【経営持続化臨時特別支援金通知書】

71100

令和2年〇月〇日

〒060-0003
札幌市〇〇区〇〇丁目1-1
株式会社北海太郎
代表取締役 北海 太郎 様

北海道知事 鈴木 直道

休業協力・感染リスク低減支援金の支給について（通知）
先に申請のありました休業協力・感染リスク低減支援金について、次のとおり支給します。

記

1 支給日
令和2年〇月〇日

2 支給額
100,000円

3 連絡事項
(1) この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター」（以下「支援金お問い合わせセンター」という。）へご確認ください。
(2) 申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
(3) この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
(4) 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
(5) 引き続き、感染リスク低減の取組にご協力をお願いします。

4 問い合わせ先（受託者）
北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局
・電話番号：011-〇〇〇-〇〇〇〇（支援金お問い合わせセンター）
・受付時間：8:45～17:30（5月15日～6月14日 平日、土日）
（6月15日～8月31日 平日のみ）

PA10000001

〒060-0011
北海道札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
株式会社 北海道A
代表 北海 太郎A 様

令和2年〇月〇日

北海道知事 鈴木 直道

経営持続化臨時特別支援金の支給について（通知）
先に申請のありました経営持続化臨時特別支援金について、次のとおり支給します。

記

1 支給日
令和2年〇月〇日

2 支給額
100,000円

3 連絡事項
(1) この通知が送付された場合であっても、申請書類に記載した口座の情報に誤りがあるときは、支援金が振り込まれないことがあります。上記の支給日に振り込まれないときは、「経営持続化臨時特別支援金コールセンター」（以下「コールセンター」という。）へご確認ください。
(2) 申請書類の内容に虚偽が判明した場合又は支給要件に該当しないこととなった場合は、支援金を返還していただきます。この場合において、道が事業者名を公表することがあります。
(3) この支援金に関して、道から確認・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じてください。
(4) 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察・保健所・市町村等）の求めに応じて提供します。
(5) 引き続き、「新北海道スタイル」の取組の実践にご協力をお願いします。

4 問い合わせ先（受託者）
北海道経営持続化臨時特別支援金事務局
・電話番号：011-350-7262（コールセンター）
・受付時間：8:45～17:30
（5月29日～6月28日 平日、土日）
（6月29日～令和3年2月26日 平日のみ）

各通知書左上に記載されている通知No.を申請の際に記入してください。

⑤ 宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- 個人事業者等の氏名を**自署**（ゴム印不可）でご記載ください。

様式 1

宣誓・同意書

経営持続化支援緊急特別対策支援金申請・給付要領（以下「本要領」という。）第8条に基づき、次の1から4までのいずれにも宣誓し、次の5から15までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに事務局に特別支援金を返還します。

- 1 給付要件を満たしていること
- 2 本要領第6条第3項の基本情報及び同条第4項の証拠書類等に虚偽のないこと
- 3 暴力団排除に関する誓約事項について遵守すること
- 4 特別支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること
- 5 本要領で定める確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに道又は事務局が定める要請の影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により5年間保存すること
- 6 特別支援金Aの申請においては、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）、特別支援金Bの場合は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（以下「月次支援金」という。）の対象とならないことを確認しており、道の特別支援金受給後に国の一時支援金または月次支援金を申請する場合は、速やかに道の特別支援金を返還すること
- 7 知事による営業時間短縮・休業要請に伴う協力金の対象となっている事業者（令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）2月（特別支援金Bの場合は、令和3年（2021年）4月から令和3年（2021年）7月））は、営業時間短縮・休業要請等への協力や協力金の受給の有無にかかわらず、特別支援金の受給資格がないことに同意し、既に特別支援金を受給していた場合には速やかに返還すること
- 8 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者の求めに応じて、5で保存している情報を速やかに提出すること
- 9 事務局又は知事が委任若しくは準委任した者が本要領第12条に基づいて行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること
- 10 無資格受給（申請が給付要件を満たさないにもかかわらず特別支援金を受給することをいう。）又は不正受給（偽り或其他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない特別支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、本要領第12条に従い特別支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること
- 11 提出した基本情報等が特別支援金の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び特別支援金の給付等に必要な範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は道が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。））があること
- 12 業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を徹底していること
- 13 新北海道スタイルの取組を実践していること
- 14 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市町村等）の求めに応じて道が情報を提供することに同意すること
- 15 本要領に従うこと

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

⑥飲食店営業許可証

申請事業者が飲食店の場合のみ、飲食店（喫茶店）営業許可証のコピーを提出してください。

※複数店舗経営の場合は全店舗分の営業許可証提出が必要です。

営業許可証

申請事業者、もしくは代表者名
であること

第三者の名称および事業者名で
取得されている場合は、別途関
係性が分かる書類の提出を求め
る場合があります。

札幌食許可（食）第●●号
業種別番号（飲食店）第●●号

営業者氏名 北海 太郎

1.この許可の有効期限は令和●年●月●日までとする。

2.営業所の所在地 ○○○○

3.営業所の名称等 ○○○

.....

平成●年●月●日申請のあった.....
.....

平成●年（20●●年）●月○日

申請日時点で有効期限を超過
していないもの

その他特例事項について

下記特例事項に該当する申請者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

特例事項	概要
証拠書類等の特例	・事務局が判断する合理的な理由により確定申告が提出できない場合（法人のみ） ・確定申告書の義務がない場合等（個人事業者等）
新規開業・創業特例	創業・開業したことにより2020年4月～2020年12月（支援金Bの場合は2020年4月～2021年3月）の期間の間に法人設立又は新規開業した場合
季節性収入特例	月当たりの事業収入の変動が大きい場合
合併特例	事業収入を比較する2つの月の間に合併を行っている場合
連結納税特例	連結納税を行っている法人
罹災特例	2018年又は2019年に罹災したことを証明できる場合
法人成り特例	事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者等が法人化した場合
NPO、公益法人特例	特定非営利活動法人及び公益法人等の場合
事業承継（死亡）特例	事業収入を比較する2つの月の間に事業承継（事業を行っていたものが死亡した場合も含む）を行っている場合
雑所得・給与所得	雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの事業収入で、税務上、雑所得及び給与所得として収入を得ている場合

※上記特例事項に該当する場合は、事務局より詳細な実態聞き取りや追加書類の提出を求める場合があります、審査が長引く可能性がございます。

※内容は変更になる可能性がございます。

実態調査にかかる保存書類等について

申請を行っていただくにあたり、申請時での提出は必要ありませんが、別途事務局より申請事業者様へ実態調査を行う場合があります。依頼があった際、速やかに提出ができるよう事前に作成、整理、保存をお願いいたします。

※通常審査の他に無作為抽出を行い、税理士・中小企業診断士等外部の専門家による事業実態等を個別に確認をします。

※資料の保存については5年間の保存をお願いいたします。

【資料1 影響説明書類】

参考図形

道特別支援金 保存書類（表紙）

住所
会社（個人）名

時短対象飲食店等との取引がある方

＜時短対象飲食店等との、具体的な取引内容＞

☐ 直接取引がある

＜主な項目先名＞
名称

＜反復継続した取引を示す帳簿目録等＞（本表とは別に保存してください）
・通帳 ・領収書 ・請求書 ・納品書 ・その他（うち一つ以上）

＜自社商品・サービスを納入する事業者との、具体的な取引内容＞

＜自社商品・サービスを納入する事業者名＞
名称

＜自社商品・サービスを納入する事業者との、反復継続した取引を示す帳簿目録等＞（本表とは別に保存してください）
・通帳 ・領収書 ・請求書 ・納品書 ・その他（うち一つ以上）

＜自社商品・サービスを納入する事業者を理由して、業務的に時短対象飲食店等に到達していることを示す説明＞

参考図形

道特別支援金 保存書類（表紙）

住所
会社（個人）名

外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

＜外出・往來の自粛要請等による影響の具体的な内容＞

☐ 主に対面で個人向けに商品・サービスを提供する事業者

＜個人顧客と取引していることがわかる資料等＞（本表とは別に保存してください）
・宿帳 ・現金出納帳 ・通帳 ・その他（うち一つ以上）

＜自社商品・サービスを提供する事業者への、外出・往來の自粛要請等による具体的な影響＞

☐ 上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

＜自社商品・サービスを提供する事業者名＞
名称

＜自社商品・サービスを納入する事業者との、反復継続した取引を示す帳簿目録等＞（本表とは別に保存してください）
・通帳 ・領収書 ・請求書 ・納品書 ・その他（うち一つ以上）

＜自社商品・サービスを納入する事業者の所在地の人流が減少したことが分かる資料＞

※V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が実施した調査でも可

※道庁HPから該当地区のV-RESASデータを閲覧可能です。

注1：本資料は提出不要です。事務局より依頼した場合には速やかに本表及び、保存書類の提出をお願いします。

注1：本資料は提出不要です。事務局より依頼した場合には速やかに本表及び、保存書類の提出をお願いします。

その他事業者保存書類例

区分	業種の例（P3~4参照）	保存していただく書類の例（※提出は不要です）	
要件1-① 時短対象飲食店等との取引がある事業者	食品加工・製造事業者	直接取引	ポイント ①時短対象飲食店等と取引していることがわかる資料 ・通帳・領収書など、時短対象飲食店等と継続的に取引していることがわかる資料
	器具・備品納入事業者		
	サービス事業者		
	流通関連事業者	間接取引	ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先経由で、最終的に時短対象飲食店等への納入が確認できる資料 ・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引先を経由し、最終的に時短対象飲食店等に納入されていることを確認できる資料
	生産者		
要件1-② 外出・往來の自肅要請等による影響を受けた事業者	主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者	個人直接取引	ポイント ①個人顧客と取引していることがわかる資料 ②外出・往來自肅等の影響で地域で人流減少がわかる資料（Aのみ） ・宿帳や現金出納帳、通帳の写しなど、個人客と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの所在地の人流が減少したことがわかる資料等（Aのみ） （V-RESAS等の統計データや、市町村等、業界団体等が実施した調査でも可）
	旅行関連 その他		
	上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者	間接取引	ポイント ①取引先との取引が確認できる資料 ②その取引先が人流減少の影響を受けたことがわかる資料（Aのみ） ・通帳・領収書など、自らの取引先と継続的に取引していることがわかる資料 ・自らの取引が人流減少の影響を受けていることがわかる資料、記録（Aのみ）

V-RESAS統計データ

(例) 札幌駅

2019年同週比50%以上

本表は提出の必要はございません。
紙もしくは電子データで保管いただくようお願いいたします。

期間(週次)	滞在人口の推定居住地	2019年同週比 [%]	代表観測地点
2020年11月第1週	市区町村内	-8.5	札幌駅
2020年11月第2週	市区町村内	-10.8	札幌駅
2020年11月第3週	市区町村内	-12.6	札幌駅
2020年11月第4週	市区町村内	-19.7	札幌駅
2020年12月第1週	市区町村内	-14.6	札幌駅
2020年12月第2週	市区町村内	-14.9	札幌駅
2020年12月第3週	市区町村内	-17.1	札幌駅
2020年12月第4週	市区町村内	-13.2	札幌駅
2020年12月第5週	市区町村内	-7.1	札幌駅
2021年1月第1週	市区町村内	32.8	札幌駅
2021年1月第2週	市区町村内	-24.6	札幌駅
2021年1月第3週	市区町村内	-8.5	札幌駅
2021年1月第4週	市区町村内	-5.2	札幌駅
2021年2月第1週	市区町村内	-12.7	札幌駅
2021年2月第2週	市区町村内	-19.2	札幌駅
2021年2月第3週	市区町村内	-10.9	札幌駅
2021年2月第4週	市区町村内	-17.1	札幌駅

期間(週次)	滞在人口の推定居住地	2019年同週比[%]	代表観測地点
2020年11月第1週	都道府県内	-23.2	札幌駅
2020年11月第2週	都道府県内	-24.8	札幌駅
2020年11月第3週	都道府県内	-29.2	札幌駅
2020年11月第4週	都道府県内	-34.0	札幌駅
2020年12月第1週	都道府県内	-28.8	札幌駅
2020年12月第2週	都道府県内	-31.1	札幌駅
2020年12月第3週	都道府県内	-32.0	札幌駅
2020年12月第4週	都道府県内	-27.4	札幌駅
2020年12月第5週	都道府県内	-23.8	札幌駅
2021年1月第1週	都道府県内	43.2	札幌駅
2021年1月第2週	都道府県内	-25.2	札幌駅
2021年1月第3週	都道府県内	-11.7	札幌駅
2021年1月第4週	都道府県内	-20.1	札幌駅
2021年2月第1週	都道府県内	-18.8	札幌駅
2021年2月第2週	都道府県内	-22.8	札幌駅
2021年2月第3週	都道府県内	-11.3	札幌駅
2021年2月第4週	都道府県内	-22.1	札幌駅

期間(週次)	滞在人口の推定居住地	2019年同週比[%]	代表観測地点
2020年11月第1週	都道府県外	-30.0	札幌駅
2020年11月第2週	都道府県外	-55.4	札幌駅
2020年11月第3週	都道府県外	-56.0	札幌駅
2020年11月第4週	都道府県外	-58.3	札幌駅
2020年12月第1週	都道府県外	-79.1	札幌駅
2020年12月第2週	都道府県外	-76.7	札幌駅
2020年12月第3週	都道府県外	-69.5	札幌駅
2020年12月第4週	都道府県外	-64.9	札幌駅
2020年12月第5週	都道府県外	-62.1	札幌駅
2021年1月第1週	都道府県外	-68.7	札幌駅
2021年1月第2週	都道府県外	-61.9	札幌駅
2021年1月第3週	都道府県外	-71.1	札幌駅
2021年1月第4週	都道府県外	-73.8	札幌駅
2021年2月第1週	都道府県外	-80.6	札幌駅
2021年2月第2週	都道府県外	-85.0	札幌駅
2021年2月第3週	都道府県外	-76.5	札幌駅
2021年2月第4週	都道府県外	-56.5	札幌駅

札幌駅のほか旭川駅、釧路駅、
岩見沢駅、根室駅、小樽駅、
帯広駅、稚内駅、苫小牧駅、
函館駅、北見駅、留萌駅の
情報も道のホームページより
ダウンロード可能です。
紙もしくは電子データで保管
いただくようお願いいたします。

2018年度実績比較(前年度比)

本報は読者の必要に応じて、以下のとおり掲載いたします。

欄出しの数字はデータで得られた以下の読者数に一致しません。

期間	東京125局の読者数(単位:千人)	125局の読者数(単位:千人)	読者数増減率(%)
2000年11月第1号	1,000	4.0	4.0%
2000年11月第2号	1,000	4.0	4.0%
2000年12月第1号	1,000	4.0	4.0%
2000年12月第2号	1,000	4.0	4.0%
2000年12月第3号	1,000	4.0	4.0%
2000年12月第4号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第1号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第2号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第3号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第4号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第5号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第6号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第7号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第8号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第9号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第10号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第11号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第12号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第13号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第14号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第15号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第16号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第17号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第18号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第19号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第20号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第21号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第22号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第23号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第24号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第25号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第26号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第27号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第28号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第29号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第30号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第31号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第32号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第33号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第34号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第35号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第36号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第37号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第38号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第39号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第40号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第41号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第42号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第43号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第44号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第45号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第46号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第47号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第48号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第49号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第50号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第51号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第52号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第53号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第54号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第55号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第56号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第57号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第58号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第59号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第60号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第61号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第62号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第63号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第64号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第65号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第66号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第67号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第68号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第69号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第70号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第71号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第72号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第73号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第74号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第75号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第76号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第77号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第78号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第79号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第80号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第81号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第82号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第83号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第84号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第85号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第86号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第87号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第88号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第89号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第90号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第91号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第92号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第93号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第94号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第95号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第96号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第97号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第98号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第99号	1,000	4.0	4.0%
2001年1月第100号	1,000	4.0	4.0%

[illegible][illegible][illegible][illegible]

2019年我國出口貿易情況

單位：億元

2019年我國出口貿易情況表

貿易夥伴	出口貿易總額
美國	8,079.1
歐洲	7,170.1
亞洲	14,730.1
非洲	3,120.1
大洋洲	1,170.1
中東	1,170.1
其他	3,120.1
合計	38,469.6
其中：一般貿易	20,730.1
加工貿易	17,739.5
其他貿易	0.4

地区別選出率	選出率
北海道	27.1% (10)
東北	17.6% (7)
関東	27.1% (10)
中部	20.0% (8)
近畿	27.1% (10)
中国	27.1% (10)
四国	27.1% (10)
九州	27.1% (10)

※2018年選出率50%以上

※選挙は選出の必要は2割です。
 ※データで修正したところとご照会ください。

人口の割合	選出率	代表の割合
北海道	1.7%	6.1%
東北	12.2%	6.7%
関東	35.7%	16.4%
中部	22.2%	10.0%
近畿	17.2%	10.0%
中国	3.3%	10.0%
四国	1.7%	10.0%
九州	17.2%	16.4%

地区	人口	人口密度(人/平方千米)	人均GDP(美元)
北京	15,500,000	1,500	1,500
天津	12,000,000	1,200	1,200
上海	17,000,000	1,700	1,700
广东	10,000,000	1,000	1,000
山东	9,000,000	900	900
河南	8,000,000	800	800
四川	7,000,000	700	700
湖南	6,000,000	600	600
湖北	5,000,000	500	500
浙江	4,000,000	400	400
江苏	3,000,000	300	300
福建	2,000,000	200	200
江西	1,000,000	100	100
广西	1,000,000	100	100
云南	1,000,000	100	100
贵州	1,000,000	100	100
重庆	1,000,000	100	100
陕西	1,000,000	100	100
甘肃	1,000,000	100	100
宁夏	1,000,000	100	100
青海	1,000,000	100	100
新疆	1,000,000	100	100
海南	1,000,000	100	100
台湾	1,000,000	100	100
香港	1,000,000	100	100
澳门	1,000,000	100	100

項目	2012年12月31日	2012年12月31日
現金及現金等價物	17,811,000	17,811,000
應收賬款	11,411,000	11,411,000
其他應收款	2,078,000	2,078,000
其他資產	46,000	46,000
總資產	31,346,000	31,346,000
應付賬款	18,711,000	18,711,000
其他應付款	2,078,000	2,078,000
其他負債	11,221,000	11,221,000
其他權益	58,000	58,000
總負債及權益	31,346,000	31,346,000
現金及現金等價物	17,811,000	17,811,000
應收賬款	11,411,000	11,411,000
其他應收款	2,078,000	2,078,000
其他資產	46,000	46,000
總資產	31,346,000	31,346,000
應付賬款	18,711,000	18,711,000
其他應付款	2,078,000	2,078,000
其他負債	11,221,000	11,221,000
其他權益	58,000	58,000
總負債及權益	31,346,000	31,346,000